

事 務 連 絡
令 和 3 年 11 月 5 日

名古屋市居宅介護支援事業所
運 営 法 人 各 位

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について

日頃は、本市介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。
今般、居宅介護支援における特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に下記のとおり確認しましたのでお知らせいたします。

記

1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

- (ア) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。
- (イ) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。

2 特定事業所加算の算定が認められない場合の例示

以下に、特定事業所加算の算定が認められない場合について、具体的な例を用いてお示しします。あくまで一例ですので、ご参考のうえ、各事業所の実情に照らし合わせてご確認ください。

(1) 特定事業所加算Ⅱの算定が認められない場合

<特定事業所加算Ⅱの算定に係る人員配置要件>

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四

イ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

<特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置>

常勤職員A 管理者兼介護支援専門員

常勤職員B 介護支援専門員

常勤職員C 介護支援専門員

常勤職員D 主任介護支援専門員

非常勤職員E 介護支援専門員

1（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の「提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれないため、専ら指定居宅介護支援の「提供に当たる常勤の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算Ⅱの算定は認められません。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲの算定は可能です。

※1（イ）より、常勤職員Dを管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員Aを介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅱの算定が可能です。

(2) 特定事業所加算Ⅲの算定が認められない場合

<特定事業所加算Ⅲの算定に係る人員配置要件>

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

ハ（3）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

<特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置>

常勤職員A 管理者兼介護支援専門員

常勤職員B 介護支援専門員

常勤職員C 主任介護支援専門員

1（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の「提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれないため、専ら指定居宅介護支援の「提供に当たる常勤の介護支援専門員」は1名となり、特定事業所加算Ⅲの算定は認められません。

※1（イ）より、常勤職員Cを管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員Aを介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。

3 本通知の取扱い適用期間

今後、特定事業所加算を算定する場合には、上記の人員配置要件を確認の上、必要な届出を行ってください。

既に特定事業所加算を算定している事業所のうち、配置要件を満たせない見込みである事業所については、速やかに加算の取り下げもしくは下位区分への変更の届出を行ってください。令和4年4月1日以降、特定事業所加算で求められる人員配置を行わない場合には、指導等の対象になりますのでご注意ください。

4 問合せ先等

(1) 提出先及び届出に関する問合せ先

名古屋市介護事業者指定指導センター

住所：〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番10号 名古屋丸の内ビル7階

電話番号：052-950-2232 FAX番号：052-971-0577

(2) 本通知に関する問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課居宅指定係

電話番号：052-972-3487